KPC スポーツセンター使用規程

(目 的)

第1条 公益財団法人京都中小企業振興センター(以下「センター」という)は、会員企業ならびに会員(被登録者)およびその家族の健康の維持増進と体位の向上を図ることを目的とする。

KPC スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という)の使用については、この 規程の定めるところによる。

(開場時間)

第2条 スポーツセンターの開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、6月1 日から9月末日までは午前8時30分から午後6時までとする。

(休場日)

- 第3条 スポーツセンターの休場日は、次の通りとする。
 - (1)毎週火曜日、ただし祝日と重なる場合は、その翌日。
 - (2)12月29日から翌年1月3日まで
 - (3)理事長が特に指定する日

(使用者の範囲)

第4条 スポーツセンターを使用することができる者は、センターの会員企業ならびに会員 (被登録者)とする。ただし、使用に支障のない限り、会員以外の者に使用させるこ とがある。

(使用申込)

第 5 条 スポーツセンターを使用しようとする者は、別に定める使用申込書に必要事項を記 入のうえセンター事務局に提出して承認を受けるものとする。

(使用申込期間)

- 第6条 スポーツセンターの使用申込期間は、次の通りとする。
 - (1)会員は、使用希望日の属する月の3ヵ月前の1日(当日が日・祝の場合は2日) から使用日まで。
 - (2)会員以外は、使用希望日の属する月の2ヵ月前の1日(当日が日・祝の場合は2日)から使用日まで。

(使用者の決定)

第7条 前条による申込者が多数あるときには、抽選により使用者を決定する。

(使用料の納入)

第8条 使用の承認を受けたときには、別に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の返還)

第9条 納入された使用料は、原則として返還しない。ただし、理事長が特に認めたときは、

別途定める料金を返還する。

(私用許可書の提出)

第 10 条 スポーツセンターを使用するときは、利用カードを管理人に提出しなければならない。

(使用許可の取り消し等)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し、または使用を制限し、 若しくは使用の停止を求めることがある。
 - (1)使用申込書に虚偽または、不正を記載したとき。
 - (2)使用目的ならびに内容を許可なく変更したとき。
 - (3)私用許可書を他人に利用させたとき。
 - (4)他人の迷惑となる行為をしたとき。
 - (5)使用上の注意事項に違反し、または、管理人の指示に従わないとき。

(損害賠償)

第 12 条 使用者が施設および器物等に損害を与えた場合はその損害を弁償しなければならない。

(センターの責務)

第13条 天災地変またはこれに準ずる災害、もしくは使用者の不注意により発生した盗難および負傷その他の事故については、センターはその責を負わない。

(センター主催行事等の優先使用及び使用の禁止)

第 14 条 センター主催行事等を実施するために使用するときは、優先して使用することができる。

附則

- 1 この規程は、平成3年1月1日より実施する。
- 2 第1条、第4条は平成25年4月1日より改正する。